

令和4年第1回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

令和4年1月20日(木)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第 1号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 4 議案第 1号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 5 議案第 2号 令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算
について
- 第 6 議案第 3号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につい
て

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 江守勲君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君

- 1 2 番 酒 井 秀 和 君
1 3 番 朝 井 征 一 郎 君
1 4 番 奥 野 正 司 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
教 育	長	室 秀 典 君
消 防	長	坪 田 満 君
総 務 課	長	平 林 竜 一 君
防 災 安 全 課	長	吉 田 仁 君
財 政 課	長	森 近 秀 之 君
総 合 政 策 課	長	原 武 史 君
会 計 課	長	酒 井 宏 明 君
税 務 課	長	石 田 常 久 君
住 民 生 活 課	長	吉 川 貞 夫 君
福 祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課	長	島 田 通 正 君
農 林 課	長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課	長	江 守 直 美 君
建 設 課	長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課	長	朝 日 清 智 君
上 志 比 支 所	長	歸 山 英 孝 君
学 校 教 育 課	長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課	長	清 水 和 仁 君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	竹 内 啓 二 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

午前10時00分 開会

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る1月13日、町長より令和4年第1回永平寺町議会臨時会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを心より厚く御礼申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和4年第1回永平寺町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（奥野正司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、齋藤君、7番、江守君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日、令和4年第1回永平寺町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の

皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただき厚く御礼を申し上げます。

県は、新型コロナウイルス感染症の第6波による県内の感染状況を踏まえ、1月13日から1月31日まで、独自の「感染拡大警報」を発令しました。

これまでに比べ、急激に感染者数が増加し、感染の進行速度も過去に例のない速さであるため、注意報からわずか2日で警報に切り替わるなど、その対応にはスピード感と柔軟な対応が求められております。

町としましては、速やかに対策本部会議を開催し、幼稚園・幼稚園や小中学校での感染対策の再徹底や3回目ワクチン接種の準備状況、さらなる感染予防に向けた対応の実施等について、確認を行ったところです。

町民の皆様には、引き続き県民指標を踏まえた基本的な感染防止の徹底をお願いいたします。

それでは、本臨時会にご提案いたします議案について申し上げます。

まず、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、上志比幼稚園のゼロ歳児保育室のエアコンの故障により、早急に快適な育児環境を確保する必要が生じたことから、改修工事に必要となる額を12月24日付にて専決処分をさせていただいたものです。

次に、令和3年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、本庁舎を含む6施設に空気清浄機を配備するための費用、非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に要する費用のほか、上志比文化会館サンサンホールの空調設備修繕にかかる費用を計上しております。

次に、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症で自宅療養等により労務に服することが困難となった方に対して、疾病手当金を支給するために必要な費用を計上しております。

次に、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につきましては、新年度で国庫補助事業により、中央浄化センター長寿命化計画に基づく設備の更新を予定しておりましたが、国の補正予算の内示により、設備更新工事の前倒しに必要な費用を計上しております。

以上、本臨時会の開催に当たり、議案の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第3 承認第1号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第3、承認第1号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第1号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

上志比幼稚園ゼロ歳児保育室のエアコンが経年劣化により故障し、使用できなくなったことから、急遽取替えが必要となり、取替え工事費について令和3年12月24日に専決させていただいたものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、承認第1号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認について補足説明をさせていただきます。

議案書をお願いいたします。

議案書4ページをお願いいたします。

歳入歳出補正額89万6,000円を追加させていただきまして、補正後の予算総額を91億3,163万4,000円とするものでございます。

歳出につきましてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款民生費、項児童福祉費、児童福祉施設費、工事請負費89万6,000円の補正は、今ほど町長が申しましたとおり上志比幼稚園のゼロ歳児保育室のエアコン取替えが必要になったことから増額補正をさせていただいたものでございます。

なお、この補正は令和3年12月24日付にて専決させていただいております。

現在、このエアコンは稼働している状況でございます。

財源につきましては、前年度繰越金を充当させていただいているものでございます。

以上、承認第1号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） このエアコンの内容を少しご説明をいただきたいと思えます。

エアコンにはいろいろな型式があります。天井カセット型とかビルトイン型、壁掛け型とかありますが、どのような型で、本体価格、そして工事費、それぞれお幾らになっているのか。請負率、そして請負業者もご説明をお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 今のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

型式ですが、天井埋め込み型のエアコンとなっております。

工事の内容につきましては、まず機器の購入と、あと配管工事、撤去工事。配管工事と撤去工事と機器工事となっております。

設計額が89万1,000円の設計額を組んでおります。請負額ですが87万2,300円で、請負率が97.901%となっております。

請負業者ですけど、永平寺町藤巻の松川電機さんとなっております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第1号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について

の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第4 議案第1号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第4、議案第1号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第1号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、総務費につきましては、新型コロナ感染対策として、庁舎等の公共施設におけるウイルス除去を目的に設置する空気清浄機の購入及び施設利用者で体調不良がある場合、感染状況を確認するためウイルス検査に要する検査キットの購入にかかる費用について補正をお願いするものでございます。

民生費では、新型コロナ感染症の影響が長期化している中、様々な困難に直面している方々の支援のため、住民税非課税世帯及び家計が急変している世帯の方を対象として、10万円を支給する臨時特別給付金支給事業を実施するための予算を計上させていただいております。

また、上志比児童館及び町内の5幼稚園において、電気料や燃料費の不足が見込まれることから、必要となる費用の補正をお願いするものでございます。

衛生費では、本年2月より新型コロナ感染症対策として3回目のワクチン接種を実施するに当たり、本年度実施するため必要となる接種委託料及び事務費等の費用を計上させていただいております。

教育費では、上志比サンサンホールの冷房に使用する冷却水ポンプが経年劣化による故障により取替えが必要となったことから、修繕費の補正をお願いするものでございます。

財源となります歳入では、臨時特別給付金事業補助金、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金など国庫支出金及び繰越金により措置をしております。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、議案第1号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。

歳入歳出補正額1億4,825万2,000円を追加し、補正後予算総額を92億7,988万6,000円とお願いするものでございます。

歳出の主なものについて説明させていただきます。

20ページをお願いいたします。

上段、総務費、総務管理費、防災費の補正は、ウイルス検査に要する唾液検査キットの購入にかかる費用100万4,000円と、空気清浄機の購入に必要となる備品購入費205万7,000円、合わせまして306万1,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、この財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当してございます。

同じく20ページ中段、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費1億2,752万6,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、令和3年度住民税非課税世帯とコロナ感染症の影響により家計が急変した家計急変世帯を対象といたしまして、10万円を給付するために必要となる交付金及び事務費を補正させていただいたものでございます。

なお、財源といたしましては、全額、臨時特別給付金事業補助金を充当してございます。

同じく20ページ下段、民生費、児童福祉費、児童福祉施設費145万円の補正は、町内4幼稚園の燃料費、また電気料等の不足が見込まれることからお願いをお願いさせていただくものでございます。

21ページをお願いいたします。

中段、衛生費、保健衛生費、予防費の1,354万7,000円の補正は、5歳から11歳の新型コロナワクチン接種予約受付業務の本年度の事務費、また、前倒しにより2月分の新型コロナワクチン接種委託料の増額見込み分を補正させていただいたものでございます。

なお、財源といたしましては、国庫支出金であります新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金及び接種体制確保事業補助金を充当させていただいているも

のでございます。

下段、土木費、都市計画費、下水道費10万円の補正は、国の補正予算に伴いまして下水道事業特別会計の補正がございました。これに伴う繰出金の額を補正させていただいたものでございます。

22ページをお願いいたします。

教育費、社会教育費、文化会館費204万2,000円の補正は、上志比サンサンホールの空調設備、冷却エアコンの修繕が必要となりました。そのため今般この額を増額補正させていただくものでございます。

次に、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。

戻りまして、16ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正の追加は、民生費で実施する臨時特別給付金支給事業のパソコンリース料及び衛生費で実施するコロナ感染症対策事業ワクチン接種体制のコールセンター業務が今年度及び来年度の2か年にわたり実施されることから、令和4年度までの債務負担行為の補正をさせていただいたものでございます。額といたしましては、それぞれ21万円、35万6,000円の補正をお願いするものでございます。

以上、議案第1号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についての補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

本件について、第2審議に付したい内容はございますか。あるいは理解できない事項はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、これで第2審議を終わります。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第1号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第1号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第2号令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第5、議案第2号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第2号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルスに感染し、勤務ができず、賃金を受けられなかった国民健康保険被保険者に対し、傷病手当の支給にかかる額を補正させていただきます。

財源となります歳入は、県支出金により措置をしております。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、議案第2号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

議案書の26ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加し、補正後予算総額を16億3,867万円とお願いするものでございます。

歳出について説明させていただきます。

飛びまして、32ページをお願いいたします。

保険給付費、新型コロナウイルス感染症傷病手当の補正額3万7,000円につきましては、新型コロナウイルスに感染された被保険者の方に傷病手当を支給するため、この額を増額補正させていただくものでございます。

なお、財源といたしましては、全額、県からの保険給付費等交付金、保険者努力支援分を充当しております。

以上、議案第2号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第2号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第2号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第3号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第6、議案第3号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第3号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、国の予算措置により、事業の前倒しとして社会資本整備総合交付金事業の中央浄化センター設備更新に要する予算の増額補正をお願いするものでございます。

財源となります歳入では、国庫支出金、社会資本整備総合交付金等により措置をしております。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、議案第3号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

議案書の35ページをお願いいたします。

歳入歳出総額にそれぞれ補正額1億3,770万円を追加し、補正後予算総額を7億3,243万2,000円とお願いするものでございます。

歳出について説明をさせていただきます。

42ページをお願いいたします。

特定環境保全下水道建設費、補正額1億3,770万円でございますが、国の令和3年度補正予算措置に伴いまして、令和4年度に予定をしてございました中央浄化センターの機械設備及び電気設備の長寿命化工事を前倒して実施するため、今回、特別調査業務委託料270万円及び設備更新工事費1億3,500万円を計上するものでございます。

なお、事業実施に伴う財源といたしましては、国庫支出金、特定環境保全下水道事業国庫補助金7,000万円、町債6,760万円、一般会計繰入金10万円を充当してございます。

戻りまして、38ページをお願いいたします。

今回の補正により、歳入といたしまして地方債、町債を予定していることから、今回6,760万円を追加し、地方債の補正後の額を8,380万円とお願いするものでございます。

以上、議案第3号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田誠君） 若干質問させていただきます。

先ほどの全協の説明の中で某議員が特別の委託料がどういうことかというのがありました。それと併せて、3年度の実施、施工の計画があって、それに対して来年度、4年度から工事ということで、その前倒しの3年度分が国の予算措置ができたのでという話がありました。

これの考え的には、特別調査というのをこれを見ると何か工事の単価の市場価格調査をするものかという形で書いてあるんですが、市場価格調査というのは、よう分からんのでお聞きしたいという件。

それから、実際に工程的に繰越明許という形でやっていると思うんですが、大体どういう形での工事の日程、内容になっているのかという件。

それから当然、当時の工事の設計の中に、次年度、例えばそれは1年でなくて長寿命化ですので何年かにわたると思うんですが、そこら辺りのお聞きしたかもしれませんが概要を若干説明いただけると助かります。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、特別調査業務、こちらの業務内容についてでございますが、今年度、先ほどもおっしゃられました今年度、令和4年度、5年度分の実施設計業務を発注してございます。今回この業務の中では、通常、各機械、また電気設備のメーカー等から、2者以上の複数の業者から見積りを取って実施設計の金額を算出してございます。

ただ、こちらは各機械メーカー等の見積りでございますので、この下水道改修工事につきましては、今後、各第三者機関、例えばですけれども「建設物価」を出版している建設物価調査会であるとか、また、そういった市場価格を調査するコンサルタントがございまして、こちらのほうに出して、本当にその単価が現在の市場と合っているかどうか、こちらのほうを調査し、実施設計の単価を入れ換えて発注するといったことが今回の国庫補助事業の採択要件にもなっておりますので、そういった業務を今回発注するといったものでございます。

なお今回、それによりまして工事費等が1億3,500万計上してございますが、こちらを上回った場合、こちらについては、また工事内容を調整しながら発注していきたいというふうに考えております。

また、こちらのほうの工程ですが、今回、4年、5年分の実施設計をしておりまして、今回発注した分につきましては機械設備の製作、こちらがおおよそ10か月から11か月、現在のところそういった見込みでかかるというふうに機械メ

一カーのほうからはお聞きしておりますので、機械設備の製作が主で、取付に関しては1か月程度で取付するといったような工程の内容になってございます。

また、計画につきましては、令和3年3月の全協の際に、各下水道事業、農集、そういった各事業の10年分の経営戦略をご説明いたしましたが、工事の内容につきましては、まだご説明しておりませんので、近々全協の場で、こういった計画で進めていくかというのをご説明させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） ほか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今質問もあったんですが、委託料、下水道施設更新の特別調査業務、これは第三者機関に委託して、いわゆる設計で出てきたやつを審査するというのですが、その問題でいうと、上回ったら積算をやり直すというのは分かるんですが、例えば下回った場合、業者の設計が物価版のそういうものより大分下回った場合、町なんかは、請負率は歩切りが駄目やということで、かなり高く設定していますよね。下回った場合、逆にいうと安く積算した業者もあるわけですから、そこらに対して発注していくのか。または、それも見直して適正価格を口実に引上げをするのか。業者が出してきた積算単価が問題ですから、その辺はどうお考えですかね。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午前9時36分 休憩）

（午前9時38分 再開）

○議長（奥野正司君） では、休憩前に引き続き再開します。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

市場価格を採用したことにより現在の工事価格が下がった場合ですけれども、今回、実施設計で4年度、5年度、2か年分の工事の設計をしてございます。国庫の内示がございまして、できるだけ有利なほうで国庫を使って工事したいと考えておりますので、その中で翌年に計画していたものを入れられるか。ただ、機械設備の工事ですので、中途半端に入れるわけにはいきませんので、その工程を再度調査しながら、その金額、もし設計金額が下がった場合、その辺は調整して発注したいと考えております。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今答弁で、いいと思うんですが、いいと思うというのは、これまでの答弁では、いわゆる歩切りが駄目だということで、かなり高率の請負率で発注するのがよく見られるわけですね。この場合は、一回、業者が積算をしてくると。それを2者入れたわけでしょう。それが公定価格からどうなのかということで、再調査して、それよりか大分下回った場合。上回った場合は積算し直さなあかんですから、それは分かりますけれども、ただし業者がそれで受けると言えば別なんですよ。特命発注というものもないわけでないですから。下回った場合どうするかということかというと、それが町の最低制限価格を設けている、それより下回った金額で出てきた場合どうするのかということですよ。

僕は、業者が責任持って積算したのなら、こういう調査の仕方をして、後から単価を基準に評価するということですから、それは設計した当時とは差が出てくるのは当たり前だと私は思っているんですね。それは安く発注しても何ら不自然なことではないと。極端は駄目ですよ。そういうことを行政としてきちっと考えているのかどうかというのが聞きたかったんです。

ただ、この工事というのは、一回発注し出すと、その後の工事も含めてかなり大きい金額になると思うんですね。非常に大事やと思います。

それと、これは社会資本整備総合交付金ということで、地方債を発行していますよね、借金を。地方債で発行するということは、最終的に行政が責任を持つということですよ。それはどれでも同じですけど。同じですけども、行政が責任を持つということですから、そういう意味では少しでも安くとは言いませんけど、それなりの適正価格で発注していただいたほうが行政の財政運営上からも非常に大事なのではないかなと思うので聞いているんです。その辺はいかがなんでしょう。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） ただいまのご質問ですが、先ほども申しましたように、この特別調査業務、こちらが国庫補助事業の採択の要件といたしますのは、多分、今、金元さんがおっしゃったように、本当に適正な価格で設計ができているか。それをどう業者さんが入札して落札していくかというような流れの中で、きつと過去、そういった価格のダンピングといいますかそういったものがあって、多分、会計検査等で指摘されて、こういった業務を出すようになったんやと考え

ております。

なので、今ほどおっしゃられたように、適正価格が本当にどの価格なのかというのを第三者機関に調査していただいて設計するといったようなことでございますので、そういったことでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） いろいろ歩切りとか、いろいろ過去はそういったのがあったんですが、今はコンプライアンス上、品質管理法というのがありまして、それをしっかり遵守していくことになっております。

今回は、一回設計したものを再度調査して、今の世の中の物価が適正なのか、そういったのを見て発注していく中で、どうしても町の決め事、また、法律の中で最低落札価格とかそういったものを設定していく。それを下回った場合は、今までどおり、これはコンプライアンス、法令遵守の中で失格というふうになっていく。これはなぜかといいますと、しっかりとした品物を、また工事をしていただいて、品質をしっかりと保つための、また適正な価格がしっかりと業者さんが、下請とかそういったところにしわ寄せが行かないとか、そういった適正な価格でするようにというそういった法律ですので、それはしっかりと遵守していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私は思っているのは、いわゆる建設、建築の事業とは違って、改修とか維持管理に関するような発注については、以前よく話題になったのは、コンピューター導入について1円入札とか、そんなことが話題になったことが以前ありましたけれども、今はそんなことはほぼないですけれども、維持管理については、今後長いそういう維持管理のことにもつながっていきますので、単純に最低落札価格に引かかるからオミットやというやり方でいいのかどうかというのは十分考える必要があると思いますね。そのことだけ言って。

ただ、それがダンピング的に極端にというのは別ですよ。そこは非常に大事なのではないかと。特にこういう下水施設とかいうのは、以前から言われているように、割と高いところで維持管理費が工事発注されているというのはよく言われることで、それが問題になったことすらあるくらいですから、そのことは十分考えていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 行政運営、様々なコンプライアンス、法令の中で、しっかり遵守しながら進めていく。それが一つの大きな公平性であったり、進めていく中の住民説明の中の基準であったり、そういった中で、やはりしっかりと。この場で、そうですね、この法令は破って、そうやってやっていきますよねというわけにはいかないと思います。やっぱりしっかりそういう基準にのっとって法令を遵守していきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回初めて出てきました調査業務ですけれども、委託料270万、これはどういった業者が対象になるのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） 先ほども具体的に業者名を出しましたが、建設物価調査会であるとか、こういった市場価格を調査するコンサルタントがございまして、そちらのほうに発注したいと考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第3号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第3号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第3号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を、
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前9時48分 休憩）

（午前9時48分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、大変お忙しいところご参集をいただき、ここに全日程を終了しましたことを心より厚く御礼申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げ、
令和4年第1回永平寺町議会臨時会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました補正予算の議案につきましては、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、誠にありがとうございました。

この補正予算の成立を受け、新型コロナウイルス感染症対策関連を含め、速やかに事業に着手してまいります。

本町では、新型コロナワクチンの第3回目接種を、これまでのように町内医療機関での個別接種と特設会場での集団接種を組み合わせ、2月1日から個別接種、2月27日からは毎週日曜に高齢者の方々を含め、集団接種を順次開始いたします。

また、新型コロナウイルス感染症関連の臨時交付金の追加内示により、今後とも感染防止と社会経済活動を両立させるための対策に取り組んでまいります。

町民の皆様におかれましては、これまで新しい生活様式の実践により感染拡大

に多大なるご協力をいただいておりますが、今後とも町民の皆様が生きがいと未来への希望を持って互いに助け合い、支え合い、町民の誰もが元気で笑顔の絶えない活力あるまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、引き続きご理解をお願いいたします。

結びに、議員の皆様におかれましては、大寒を迎え、さらに寒さが厳しくなる時期ですが、健康に十分留意され、町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、健康にご留意され、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前9時51分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員